平成２２年（再）第１号
岡山県美作市湯郷848番地
再生債務者　株式会社田村工務店
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年２月14日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年３月14日から平成23年３月28日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（再）第２号
愛媛県四国中央市川之江町2529番地の211
再生債務者　株式会社関西加工
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年２月28日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年４月７日から平成23年４月17日まで
松山地方裁判所西条支部

再生手続による債権者集会招集

平成２２年（再）第１号
大分県佐伯市蒲江大字丸市尾浦1608番地
再生債務者　株式会社名護屋機工
1　期日　平成23年２月１日午後１時30分
2　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成22年12月20日　大分地方裁判所佐伯支部

決議に付する決定

平成２２年（再）第１号
熊本県荒尾市荒尾4160番地116、旧本店所在地熊本県荒尾市増永字君郷2800番地の２
再生債務者　株式会社ティコーポレーション（旧商号高森興産株式会社）
1　決議に付する再生計画案　平成22年11月12日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成23年２月４日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成23年１月28日
平成22年12月24日
熊本地方裁判所民事第１部

再生計画認可

平成２２年（再）第１号
新潟県新潟市西蒲区竹野町2580番地
再生債務者　上原酒造株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年12月24日　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（再）第７号
滋賀県草津市芦浦町719番地、開始決定時の本店所在地大阪市西区阿波座１丁目15番23号
再生債務者　株式会社中島美雄商店
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成22年12月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第８号
滋賀県草津市矢橋町1631番地の１、開始決定時の本店所在地大阪市西区阿波座１丁目15番23号
再生債務者　株式会社中島
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成22年12月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第３号
兵庫県姫路市飾磨区中野田２丁目70番地
再生債務者　ヤマトコーポレーション株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年12月28日　神戸地方裁判所姫路支部

再生手続終結

平成２２年（再）第１５号
大阪府豊中市刀根山６丁目12番19号
再生債務者　戸根　正宣
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した。監督委員及び管財人はいずれも選任されていない。監督命令の取消決定は確定した。
平成22年12月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第５号
長崎県島原市有明町大三東戊1302番地
再生債務者　有限会社長崎アグリランド
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年12月24日　長崎地方裁判所民事部

平成２１年（再）第２号
大分市大字勢家930番地の１、開始決定時の本店所在地大分市西新地１丁目14番１号
再生債務者　大分ホーバーフェリー株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年12月27日
大分地方裁判所民事第１部

再生手続廃止

平成２２年（再）第５号
千葉市中央区長洲２丁目９番７号
再生債務者　西山茂樹こと　趙　　茂樹
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成22年12月22日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第７号
千葉市中央区長洲２丁目９番７号
再生債務者　株式会社アコースティックアート
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　千葉市中央区中央４丁目16番１号　建設会館ビル１階　プライム法律事務所　弁護士　金城未来彦
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成22年12月22日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再）第２７号
大阪府箕面市粟生外院６丁目２番40号
再生債務者　プラント陸送株式会社
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　大阪市中央区北浜２丁目２番21号　中央三井信託ビル７階　弁護士法人第一法律事務所　弁護士　宮本　圭子
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成22年12月27日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第３０３号
埼玉県久喜市菖蒲町上栢間3101番地の２
再生債務者　高**楠**　園子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年１月17日まで
4　一般異議申述期間　平成23年１月31日から平成23年２月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第２７１号
千葉県浦安市富士見４丁目16番28―306号　パセオ舞浜イースト
再生債務者　鈴木　雅之
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年１月18日まで
4　一般異議申述期間　平成23年２月１日から平成23年２月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再イ）第３８１号
千葉県市川市真間５丁目16番17号
再生債務者　小杉　　茂
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年１月18日まで
4　一般異議申述期間　平成23年２月１日から平成23年２月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再イ）第１４０号
愛知県刈谷市一ツ木町４丁目４番地16　サンコート23―203号
再生債務者　近藤　　潤
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年１月18日まで
4　一般異議申述期間　平成23年１月25日から平成23年２月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部